

令和7年 第1回定例会

総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和7年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和7年3月10日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	下町 純子	委員	藤田 明美
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西田 健	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	主 査	村田 潤哉
--------	-------	-----	-------

説明のため出席した者

総務部長 青田 浩二
(総務課)

課 長	大山 康彦	課長補佐	金子 寛之
係 長	尾田 光洋	主 査	森川 大輔

住民福祉部長 宮崎 伸之
(こども政策課)

住民福祉部理事 細田 愛二

課 長	村田 佳美	課長補佐	藤吉 有見
課長補佐	石川 俊介		

(住民環境課)

課長補佐 木須 美樹

(健康保険課)

課 長	森本 陽子	係 長	一瀬 奈々
-----	-------	-----	-------

会計管理者 田中 一之
(会計)

係 長 草野 愛

本日の委員会に付した案件

議案第 2号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第 3号	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4号	長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例
議案第 6号	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例

- 議案第 7号 長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）

開会 9時28分

閉会 10時42分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和7年第1回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

皆さんおはようございます。それでは、議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明を申し上げます。本議案は、令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。第1条につきましては長与町職員の給与に関する条例の一部改正、第2条につきましては長与町表彰条例の一部改正、第3条につきましては長崎都市計画事業高田南土地地区画整理事業施行に関する条例の一部改正、第4条につきましては長与町個人情報保護法施行条例の一部改正、第5条につきましては長与町行政不服審査会条例の一部改正、第6条につきましては長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正ということで、それぞれ条文中の懲役もしくは禁固の規定を拘禁刑に改めるものでございます。なお附則につきましては、第1項において施行期日を令和7年6月1日とし、第2項から第5項につきましては罰則および人の資格に関する経過措置について規定をしておるところでございます。以上が議案第2号の説明でございますが、お手元に新旧対照表を配布しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

上位法の刑法等の、上位法の変更に伴って条例の各関連する項目が変更になるということだと理解しますが、ちなみにこの本法の方がこういった変更というのが、そもそもどういうものなのかということをやっと平たく教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

もともとのこの刑法の方なんですけど、懲役刑と禁固刑というのがございますけれども、これ自体の違いというのが刑務作業を伴うかどうかというのが違いでございます。懲役刑につきましては刑務作業があると、禁固刑は刑務作業がないという格好なんですけれども、そもそも禁固刑を受けた方も申し出をすれば刑務作業ができるというふうになっ

ておりまして、ほとんどの受刑者が刑務作業をやっているというふうな状況に鑑みまして、今回これを合体させた拘禁刑という格好になっていると。それと、受刑者の方の更生プログラムですね、その中でもその人それぞれに合ったような形でいろんなプログラムができるというふうな観点から、今回の刑法改正に至っているということでお聞きしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第3号の審査を行います。議案第3号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

続きまして、議案第3号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う、仕事と育児、介護の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。条例の主な改正内容につきましては、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するとともに、家族の介護の必要性が生じた職員への仕事と介護の両立支援制度の周知と、意向の確認および研修の実施や相談体制の整備等について規定するものでございます。併せまして、上位法との項ずれの修正および軽微な字句の修正を行っております。なお附則につきましては、第1項において施行期日を令和7年4月1日とし、第2項において経過措置について規定をしておるところでございます。以上が議案第3号の説明でございますが、お手元に新旧対照表を配布しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この介護する職員の方に準用するとありますけれども、業務を処理する措置を講ずることが困難っていうのを、介護する職員について準用する時には、公務の運営に支障があるというのに読み替えるということで間違いないですかね。そうすると、業務を処理する措置を講ずることが困難っていうのを、公務の運営に支障があるというのに読み替える意味といいましょうか、言ってることが違うのか、ちょっとこの具体的にこの違いを伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

基本的な考え方としては同じようなイメージになるんですけども、若干ですね、言葉の表現としては、介護をする人の方がやや重めという格好で捉えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

お子さんのいらっしゃる職員についてはその業務を処理する措置を講ずることが困難という規定があって、介護のある職員には公務の運営に支障があるという、別々にしてあるところまで分かったんですが、それぞれというか、ほぼ同じ意味ということだと思わんですが、これは誰が判断するのか、こういう休まれたらちょっと業務を処理するのが困難だなとか、公務に運営支障があるなっていうのは、誰がどのような判断基準というか、判断するのかを伺います。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

基本的にはその所属長が判断をするという格好になろうかと思います。基本的には本人から申し出があった段階で、極力お休みをさせるという方向で調整をするというのがもう大原則になろうかと思います。ただ、どうしても繁忙期で他の職員でのカバー等々ができないという時期がある場合は、そこをちょっと避けられないかというような相談になるのかなと思っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと、具体的な数字とかはちょっと難しいと思うんですけども、そういう

繁忙期とか何らかの理由で本人が申し出てもちょっとこの公務に支障があるとか、という理由で認められないといひましようか、ケースもまある、それともほとんどないといひか、もしちょっとざっくりで結構ですが、伺ひます。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

やはりそれぞれの職員が置かれてる状況といひのがござひますので、基本的にはもうお休みをするといひ格好で何とか調整をするといひのが大原則になろうかと思ひます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

第17条の3、下の方ですけど、介護両立支援制度の請求等が円滑に行われるようにするために次に掲げる措置を講じなければならぬとありまして、研修の実施等とありますが、研修、それから次の相談体制の整備、それから勤務環境の整備に関する措置、これそれぞれ具体的にどういひことをしてあるのか、もしくはこれからするのか、ちょっと教えていただきたい。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

研修につきましては文字どおり研修なんですけれども、やはり子育ての方は比較的周知がなされてるのかなと思ひんですが、介護につきましてはどちらかといひとあまり周知がされてないといひところござひますので、制度自体とかにつきましてもそういった研修の中でしっかりと把握をしていただくと。それと相談窓口につきましては、基本的にもう総務課の方の対応となってくるかと思ひます。それと、その他の勤務環境の整備等々のところなんですけど、こちらはこういったいろんな状況といひのがござひますので、実際の具体例等々を収集しながら、そういったものも皆さまに周知をしながら、あと育児休暇なんかと同じように個別にいろんな相談に乗っていくといひふうな格好で今考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。最後にこの介護をしている職員については、条文の中に要介護者を介護するともう明記されているので、恐らく、特に役場の職員の方はそういう介護認定とかを詳しくご存じだと思ひんで、基本的には介護認定等取られると思ひんですが、ちょっと確認ですが、要介護認定を取ってる家族を介護してる場合しか当てはまらないといひ

うことですかね。つまり、介護認定を取ってないけども、ちょっと親の介護があるんだと言っても、これには該当しないということ。自己申告といたら変ですけど、ちょっと介護があるんでというのはこの条文、この規定には当てはまらないということなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

この介護というのがですね、一定期間、長期にわたって介護を必要とするような状態ですので、通常イメージされるのが親御さんの介護とかですね、介護認定を取られるようなイメージになってくるかと思うんですが、その他でも子どもとかが長期で何か入院をしないといけない、介護しないといけない、そういった状況につきましても対応はできるという格好になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

17条の3の「掲げる措置を講じなければならない」ということで3点ありますが、2点目の介護両立支援制度等に関する相談体制の整備ですけれども、これも含めてもう4月1日施行という状況なんですが、具体的な内規とかね、規定とか基準とかというのは、もう十分準備の方はできているのかどうか。即取りかかれるような体制になってるのか。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

これに関してですね、特に内規等々を整備するという格好ではなくて、今の休暇制度、そういったものの規定等の中で対応していくと。先ほどもちょっと申し上げたんですけども、育休とかを取る場合も、対象になるような方たちには個別にいろんなシミュレーションのお話をさせていただいて対応しているところがございますので、今回のこの介護の部分につきましても、こういったふうな休みの取り方ができますよとか、こういった休んだ時にどういった補償がありますよとかですね、そういったところを含めて、もう各事案ごとに個別になろうかと思っておりますので、個別対応で考えていくということでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第4号長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

皆さまおはようございます。それでは議案第4号につきまして提案理由を申し上げます。本議案は、令和6年12月31日をもって長崎県収入証紙が廃止されたことに伴い、長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例につきまして、その題名および本文から長崎県証紙を削除するとともに、その基金の額を適正な基金の額に減額するものでございます。第2条で定めております基金の額につきましては、これまで収入印紙および長崎県証紙を購入する資金として400万円を運用しておりましたが、このたび長崎県証紙が廃止されたことに伴い、100万円を減額し、その額を300万円に改めるものでございます。なお附則につきましては、施行期日を公布の日としております。なお減額した100万円につきましては、当該基金より一般会計へ基金繰り入れを行う予定で、今議会における議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）、こちらの歳入予算の18款繰入金2項基金繰入金に同額を予算計上しているところです。今回、長崎県証紙、こちらが廃止になった理由につきまして簡単にご説明を申し上げます。長崎県証紙、こちらは長年長崎県に納付する手数料、使用料、こちらの支払い手段として使用されてまいりました。しかし、県の証紙は購入できる場所および購入できる時間が限定されておりまして、本町長与町ではこちらの長与町役場でしか取り扱いの方しておりませんでした。そういった状況の中、近年では電子マネーなどさまざまな支払い手段が普及し、県の証紙を廃止しやすい環境が整ってきたという背景がございます。そのため長崎県民の利便性向上を図る観点から、クレジットカード等によるオンラインでの納付や、支払い窓口でキャッシュレス決済など、新しい納付手段へ移行するために昨年末に廃止になったものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

県が収入証紙を廃止した際の議案の提案理由っていうのを私もちよっと見てみたんですけど、この頂いた資料に書いてあるとおり「キャッシュレス決済を推進するため」と書いてあったんですけど、今おっしゃったとおり他にも窓口が限られているとかっていう不便な部分とかあると思うんですが、他にも収入証紙廃止する理由っていうのを他の自治体等でも調べると、釣り銭の準備が不要になるとか、そういう他にもメリットといいましょうか、あるということで、廃止しているというようなんですが、まず単純にパスポートの受領の時、今まで証紙で支払っていたということですかね、受け取る方が証紙を購入してたと。キャッシュレス決済を推進するっていうのは分かるんですけど、キャッシュレス決済ができない人は今後どうすれば、まずどうするんでしょうか。代わりとか、支払い方法。

○委員長（金子恵委員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

パスポートの申請において、キャッシュレスでの、クレジットとかの支払いもできるんですけども、それができない方については今申請に来た時に納付書をお渡ししておりまして、その納付書で銀行でのお支払いという形が基本になります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。さっきの証紙の廃止する理由で釣り銭が不要になるとかっていうのがあったのに、もし現金の受け渡しだと結局お釣りが出るのかと思って心配したんですが、理解できました。そうすると、この証紙を廃止する理由っていうのはそのようにキャッシュレス決済推進その他あるということは、町の収入印紙も同じ理由で廃止する方向にならないのかなと思ったんですけど、全くちょっと別のものなんですかね、性質とか。ちょっと収入印紙について、そういう証紙のように廃止するような方向にはならないのか、ちょっと違いとか、伺えれば。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

ご指摘のとおり県の証紙および収入証紙、まずそちらの違いからご説明申し上げますと、県の証紙の方につきましては地方自治体が地方自治法を根拠に発行することのできる金券の一種ということで、先ほど申し上げた手数料とか県に対する手数料とか使用料

とか、そういったことを納付するための手段として県の証紙は使われております。例えば、県に対する各許認可の申請手数料、あとポピュラーなものでは運転免許の更新の手数料とか、新規の取得の手数料ですね。あと先ほど細田理事が申しましたようにパスポートの発行関係、あと教員免許状の申請の書類とかですね、そういった手数料に県の証紙は使われるわけです。もう1つあります収入印紙っていうのがございます。そちらの収入印紙というのは、同じような切手みたいなような同じような見た目なんですけれども、そちらの方は印紙税法によって定められた課税文書に対して貼り付けられる証票になるんですね。こちらは印紙税の納税とか国の手数料を納付するのが収入印紙の目的となっているんですね。例えば契約の請負契約書とか、あと売買契約書、賃貸借契約書、消費貸借契約書、こういったものに印紙税として貼付するのが収入印紙になっております。今回県の証紙の方は先ほど申しましたような理由で廃止になりますけれども、収入印紙はそのまま残ってるんですね。国の方が今後どういった対応をされるかと。時代の流れとしてはなくなっていく、そういった流れになるのではないかと考えておりますけれども、現状のところはそういったことは話は聞こえておりませんので、現状のままだと理解しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

場内の時計で10時まで休憩します。

（休憩 9時57分～10時00分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第6号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

おはようございます。それでは、議案第6号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明させていただきます。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第6条の保育所等との連携につきましては、保育内容支援について、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とし、代替保育についても町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保を不要とすることにより要件の緩和を図るものでございます。第16条の食事の提供の特例につきましては、栄養士法の改正により栄養士免許を取得しなくても管理栄養士となることが可能となったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。また附則第3条につきましては、連携施設に関する経過措置期間を10年から15年に延長するものでございます。なお附則につきましては、施行期日を令和7年4月1日としております。以上が改正の内容でございます。参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第7号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

それでは、議案第7号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明させていただきます。本議案は、附則第3条第1項に規定しております職員に関する経過措置について、放課後児童支援員認定資格研修修了者とみなす適用期間が令和7年3月31日で終了となる

ことから、経過措置期間を当分の間延長する改正を行うものでございます。なお附則につきましては、施行期日を令和7年4月1日からとしております。以上が改正内容でございます。参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと今のご提案理由だと、理由というより今ちょっと内容の説明のようだったの。この当分の間に変えなければいけない、いわゆる理由ですよ。研修を7年3月末までに終了する人が難しかったのか、当初の設定といいましようか、いわゆる理由をもう1回伺いたいんです。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

国の方の補助基準の要綱ですね、そちらの方には補助金を交付する上でのみなし規定、今の規定があるんですけども、これの取り扱いについて終了時期が未定であるというのがまず一つですね。このため当分の間と考えております。もう一つは、町内の児童クラブには、県が実施する支援員の資格認定の研修を受講して支援員を確保する指導を行うことで、健全な運営ができるように努めていきたいと思っておりますので、期間を延長してということになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第8号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

議案第8号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明させていただきます。本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第37条につきましては第42条の改正に伴う項ずれを修正するものでございます。第42条の特定教育保育施設等との連携につきましては、保育内容支援について、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とし、代替保育についても町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保を不要とする要件の緩和を図るものでございます。また、附則第5条につきましては、連携施設に関する経過措置期間を10年から15年に延長するものでございます。なお附則につきましては、施行期日を令和7年4月1日としております。以上が改正内容でございます。参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと全体的な印象といいますか、これは国の法に関連して町の方もこういう改正がなされるものだと理解するんですが、結局子育て支援とか、受け皿がやっぱりなかなかその確保が困難だということで、国もいろんな緩和措置をして、何とかその受け皿を確保したいという思いは分かるんですけども、一面ですよ、要件緩和することによって、やっぱりこの保育の質の担保というのがどうなのかというのが、ちょっとこの条文だけじゃなかなか分からないんですが。町としてそういった点が十分対応可能だというふうに認識、そういうふうなものになるのかどうか。子を持つ親としてはその預け先が増えるという、安心して預けられるというのがやはり希望だと思うんですが、その辺りの状況というのは、見解というか、分かればお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

現状として、今こちらの方に該当する保育施設というのは本町にはございません。今、事業開設をしたいというご希望もないので、今のところはこちらの方は本町においては該当しないようになります。ただ今もう既にあります保育所ですとか、認定こども園、幼稚園等で一定の受け皿の方は確保させていただいておりますので、まずはこちらの方の運営をしっかりとしていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時20分まで休憩します。

（休憩 10時13分～10時20分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第18号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

おはようございます。議案第18号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億5,954万5,000円を減額いたしまして、補正後の総額を41億6,331万1,000円とするものでございます。それでは詳細につきまして、補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。6、7ページをお開きください。3款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費の減額見込みにより普通交付金も減額計上しております。4款1項1目利子及び配当金は財政調整基金積立金利子です。5款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、産前産後保険税繰入金、財政安定化支援事業の確定および事務費等繰入金により増額計上しております。5款2項1目財政調整基金繰入金は、前年度繰越金分の減額等により減額計上しております。

次に歳出です。10、11ページをお開きください。1款1項総務管理費は、調整交付金の申請が基準額に満たなかったものについて減額計上をしております。2款保険給付費は、療養給付費および高額療養費が見込みより減少したため減額計上をしております。12、13ページをお開きください。5款1項1目財政調整基金積立金は、令和5年度の決算剰余金と預金利子を財政調整基金へ積み立てるものです。8款予備費につき

ましては収支の調整です。以上が補正予算の内容です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入の方から入っていきたいと思います。6ページ、8ページですね、ここからいきたいと思います。質疑はありませんか。よろしいですか。では、歳出10、11ページ、13ページまでですね。全体で質疑はありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これから、議案第19号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第19号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,868万7,000円を追加しまして、補正後の総額を7億5,297万円とするものです。それでは詳細につきまして、補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。6、7ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、当初見込みより増額した分を計上しております。3款1項2目保険基盤安定繰入金は、額の確定によるもので増額計上しております。

次に歳出です。10、11ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増額と保険基盤安定負担金の確定により歳入と同額を計上しております。以上が補正予算の内容です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。分量的にそう多くはありませんので、歳入歳出いづれでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみにお伺いしたいのが、歳入で保険料が見込みよりも多く徴収したということですが、これは加入者の増によるものなのか、それとも別の要因によるものなのか。いろいろあるのかもしれませんが、その辺りをお伺いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

加入者の増によるものです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

当初の見込みの中で、加入者というのはおおよそぼぼ見込めるような気がするんですよね、町内在住の方の年齢構成なんかを見ると。今回補正で想定よりも上回ったというのは、単純な誤差の範囲なのか、それとも転入があったのかどうかとか、分かる範囲で、分かれば教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

人数の増というものも見込みよりも多かったっていうのもあります。それと、後期保険料の算定の根拠となっているのが所得です。ですので、所得が想定よりも高い方が多かったっていうのが要因の1つとなっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時31分～10時38分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第20号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

おはようございます。介護保険課でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。それでは、議案第20号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてのご説明を申し上げます。今回の補正は、保険事業勘定におきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ279万7,000円を追加し、補正予算後の総額を33億9,651万8,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、説明書よりご説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、6ページをお開きください。3款2項国庫補助金は、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る介護保険事業費補助金でございます。これは基幹システムと認定給付費のシステムについて、改修を行った分につきまして交付決定がございましたので、その分を計上しております。6款1項財産運用収入は介護給付費準備基金の預金利息でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。10ページをお願いいたします。4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利息に加え、令和5年度介護保険保険者努力支援給付金を基金へ積み立てるものでございます。6款諸支出金2項繰出金は介護保険システム改修費を一般会計へ繰り出すものでございます。7款1項予備費は収支の調整として減額するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。補正予算に関する説明書もございますので、内容のご参照をお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。こちらに関しても、歳入歳出その分量は多くありませんので、いずれでも結構です。質疑はありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会はこれで終了です。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 10時42分)